（特定目的会社の社員総会に関する規則の一部改正）

第三十条　特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　計算関係書類の承認（第二十三条）」を「第五款　計算関係書類の承認（第二十三条）　第五款の二　特定出資の併合（第二十三条の二）　第五款の三　優先出資の併合（第二十三条の二）」に改める。

第三条第三号イ中「事項」の下に「（第二十三条の二第三号及び第二十三条の三第三号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第六号中トをリとし、ハからヘまでをホからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　特定出資の併合

ニ　優先出資の併合

第十五条第三号を次のように改める。

三　監査役が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

第十九条第二号を次のように改める。

二　監査役が議案の内容を決定した理由

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二章第二節第五款の次に次の二款を加える。

第五款の二　特定出資の併合

第二十三条の二　取締役が特定出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該特定出資の併合を行う理由

二　法第三十八条において準用する会社法第百八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容

三　法第五十四条第一項の決定をした日における資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第四十五条の三第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第五款の三　優先出資の併合

第二十三条の三　取締役が優先出資の併合に関する議案を提出する場合には、社員総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該優先出資の併合を行う理由

二　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項の内容

三　法第五十四条第一項の決定をした日における施行規則第四十八条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第二十四条第一項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、特定社員又は優先出資社員が法第五十七条第三項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を特定目的会社に対して通知したときは、その内容

イ　特定出資の併合　第二十三条の二に規定する事項

ロ　優先出資の併合　第二十三条の三に規定する事項

第二十五条第一項中「資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）」を「施行規則」に改め、「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により特定社員又は優先出資社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（担保付社債信託法施行規則の一部改正）

第三十一条　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のようにする。

第七条第二号中「同じ。）」の下に「、同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があったことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）」を加える。

第二十条第一項を次のように改める。

信託会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に合併の認可の申請をする信託会社を除く。）が合併をしようとするときは、遅滞なく、各会社は共同して、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、合併により信託の業務を廃止する場合については、この限りでない。

一　合併契約の内容を記載した書面

二　合併により設立し、又は合併後存続する会社の定款

三　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び最近の日計表

四　合併の当事者が株式会社であるときは、株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証明する書面

五　合併の当事者が持分会社であるときは、総社員の同意があったことを証明する書面

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

七　会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）若しくは第七百九十九条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八百十条第二項（第三号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

二　合併により消滅する会社の株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証明する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証明する書面

第二十一条を次のように改める。

（会社分割の届出）

第二十一条　信託会社（銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により金融庁長官等に会社分割の認可の申請をする信託会社を除く。）が会社分割をしようとするときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

一　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

二　会社分割の当事者である担保付社債専業信託会社の定款

八　合併により消滅する会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面

九　合併により消滅する会社が新株予約権を発行した会社である場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証明する書面